
日本国際学生協会 神戸支部規約



発行元：日本国際学生協会 神戸支部

目次

第一章	総則
第二章	組織
第三章	会員
第四章	総会
第五章	役員会
第六章	役員
第七章	部局
第八章	個人会員
第九章	ブランチ
第十章	規約改正
附則	

第一章 総則

(名称)

第1条 本支部は日本国際学生協会神戸支部と称し、The International Student Association of Japan, Kobe Chapter (略称 I. S. A. Kobe) と称する。

(構成)

第2条 本支部は日本国際学生協会神戸支部会員により構成される。

(目的)

第3条 本支部は学生の手によって諸外国との文化交流を通じ、相互理解を深め、もって世界平和に貢献することをその目的とする。

(事業)

第4条 本支部は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 日本国際学生協会におけるプログラムや活動、神戸支部における活動、ブランチにおける活動。
2. 機関誌『風見鶏』の発行。
3. その他支部として I. S. A. の目的達成の為に必要かつ適切なる活動。

(本拠地)

第5条 本支部は本拠地を『関西学院大学 文化総部 I. S. A. 一〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号』に置く。

(年度)

第6条 本支部の年度は毎年1月1日より、同年12月31日までとする。

(解散)

第7条 本支部は、本支部会員の4/5以上の承認を得ることなくして解散されない。

第二章 組織

(制約)

第8条 本支部は以下のように制約を課す。

1. 本支部は、日本国際学生協会の単位支部であり、全国代表者会議の制約をうける。
2. 本支部にブランチ、個人会員を設け、ともに支部の制約をうける。

(機関)

第9条 本支部は上記目的の為に次の機関を設ける。

1. 総会
2. 役員会
3. 部局

第三章 会員

(資格)

第10条 本支部は次の者を本支部会員とする。

1. 本協会の主旨に賛同する高等学校卒業と同程度の資格を有し、現在(日本国籍の有無に関わらず)

兵庫県下に在住あるいは兵庫県下の学校に在籍している学生である者。

2. 上項における兵庫県下在住の者が、他支部が存在する都道府県下の学校に在籍している場合、その者はその他支部に属す。

(構成)

第11条 会員はブランチ会員、個人会員より成る。

1. ブランチ会員は、ブランチが存在する学校に在籍する者とする。
2. ブランチ会員は、在籍する学校以外のブランチに属すことはできない。
3. 個人会員は、在籍する学校にブランチがない場合にのみこれを許可する。

(権利)

第12条 本支部会員は全て次の権利を平等に有する。

1. 総会での発言権、議決権。
2. 本支部役員の選挙権、被選挙権。
3. 本支部の主催する諸行事への参加権。

(義務)

第13条 本支部会員は次の義務を負う。

1. 本協会の目的達成のために努力すること
2. 入会金、会費、及びその他必要なる経費を納入すること。
3. 規約、及び議決に服すること。

(登録)

第14条 会員、これには登録が必要である。

1. 本支部会員はその住所、氏名、及びその他必要事項を、所定の登録用紙に記名し、副委員長に提出しなければならない。
2. ブランチ会員はブランチチーフを通じて登録用紙を提出しなければならない。
3. 登録用紙は副委員長がこれを保管する。
4. 登録簿は毎年6月乃至7月に副委員長がこれを作成し、名前のみが明記された登録簿を各ブランチチーフに配布する

(海外滞在)

第15条 本支部の会員が留学、ボランティア等の理由で長期に渡り日本国外に在住することになった場合、支部会費に関しての制度が適用される場合がある。本規約は別にこれを規定する。

第四章 総会

(構成)

第16条 総会は本支部会員により構成される。

(任務および権利)

第17条 総会は本支部の最高決議機関として次の事を行う。

1. 本支部規約の決定、及び改正。
2. 予算の決定、および決算報告の承認。
3. 各役員の選挙、承認。

4. 役員のリコール。
5. 年間活動計画の審議及び決定。
6. ブランチの廃置。
7. その他必要なる事項。

(招集)

第18条 招集は以下の通りに定める。

1. 定例総会は毎年2回委員長がこれを招集する。
2. 本支部会員の3/10以上の者が理由を明確にして、委員長に開催の要請をした場合、委員長は特別の理由がない限り、2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(定足数)

第19条 総会は本支部会員の1/3以上の出席をもって成立する。

(委任状)

第20条 委任状は次のように定める。

1. 本支部会員に委任状をもって議決権を代理することができる。但し、委任状は被委任者1名に対し1通とする。
2. 委任状はこれを定足数の1/3まで認める。
3. 委任状が定足数の1/3を越える場合は議長が選択を行う。
4. 委任状は委任者及び被委任者の署名と印鑑を持って成立とする。

(表決)

第21条 総会の議決は出席者の過半数により行う。但し、次のような重要事項は出席者の2/3以上の多数をもって行われる。

1. 本支部規約の決定、及び改正。
2. 役員のリコール。
3. ブランチの廃置。
4. 出席者の過半数をもって重要事項とみなされた議案。

(議長団)

第22条 議長団を次のように定める。

1. 総会の議長は総会により選出される。但し、役員及びブランチチーフは兼任できない。
2. 議長は副議長1名、書記2名を指名し、議長団を構成し総会の承認を得なければならない。
3. 議長は議決権を有しない。

第五章 役員会

(組織)

第23条 役員会は本支部の通常機関である。

(構成)

第24条 役員会は役員によって構成される。

(招集)

第25条 招集は次のように定める。

1. 役員会は正副委員長がこれを必要と認めた場合、委員長がその招集を決定する。
2. 1/3以上の役員が理由を明確にして役員会の招集を明確にした場合、委員長はその招集を決定しなければならない。
3. 役員会の招集を決定した場合、委員長はその旨を役員会開催の10日前までに本支部会員に連絡しなければならない。

(定足数)

第26条 役員会は、これを役員総数の過半数をもって成立する。

(代理)

第27条 役員に事故などにより長期欠席する場合は役員の委任状を持参し、役員会の承認により、役員と同等の資格でその代理を出席させることができる。

(表決)

第28条 役員会の決議は、出席総数の過半数をもって行う。

(議決の処理)

第29条 役員会の決議は、次のように定める。

1. 本会議はこれを会員に報告しなければならない。
2. 議事録は、これを作成する。

第六章 役員

(構成)

第30条 本支部に次の役員を置く。

1. 正副委員長 各1名
2. 部局長 各1名
3. ブランチチーフ 各1名
4. その他必要な役職

(委員長)

第31条 委員長は本支部を代表し、諸務を総理する者であり、本支部の組織運営に関して、対外的に最終責任を負う。

(副委員長)

第32条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時、その職務を代行する。

(各部局長)

第33条 各部局長は、各部局の長として、その実行にあたり全責任を負う。

(ブランチチーフ)

第34条 ブランチチーフは次のように定める

1. 各ブランチよりブランチチーフを1名選出し、決定する。
2. ブランチチーフはブランチを代表し、支部内でのブランチに関する最終責任を負う。

(選出)

第35条 役員の選出は次のように定める。

1. 正副委員長、部局長は会員による立候補もしくは推薦により、総会の承認を必要とする。

2. 役員の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

(兼任)

第36条 支部役員と全国代表者会議の役職、及び日本国際学生協会プログラムの実行委員長との兼任を原則禁止する。

(退任)

第37条 役員の任期満了の退任は委員長がこれを発議し、総会にはかり、承認を得なければならない。

(リコール)

第38条 役員は総会において、出席者の1/3以上の明白な不信任動議が成立し2/3以上の賛意をもってリコールされる。

第七章 部局

(構成)

第39条 本支部には次の部局を置く。

1. 研究部
2. 企画部
3. 財務部
4. 広報部
5. その他必要とされる部

(設置)

第40条 正副委員長が必要と認めた場合、役員会の承認により新たな部局を置くことができる。

(任務)

第41条 各部局は本支部の実行機関として次の任務にあたる。

1. 研究部は、本支部研究活動の企画運営を行う。
2. 企画部は、本支部会員間の交流を深めるための諸行事の企画運営を行う。
3. 財務部は、本支部会計任務を行う。会計任務については別に財務規約を定める。
4. 広報部は、支部活動の報告、機関誌その他の発刊物の発刊など、支部と会員間の連絡を密接にするための諸活動の企画運営を行う。また外部に向けて広報、連絡を行う。

(報告)

第42条 各部長は、各部局の毎月の活動報告及び予定を役員に報告する。

第八章 個人会員

(活動)

第43条 個人会員は全国および支部規約、及び役員会の決定に従い支部活動の円滑化を計る為、その基盤となる活動を行う。

(活動の制限)

第44条 前条の定め反する活動は効力をもたないものとする。

第九章 ブランチ

(設置)

第45条 本支部は兵庫県下の大学にブランチを設置する。これは総会の承認を必要とする。

(活動)

第46条 活動は、これを次のように定める。

1. ブランチは本協会規約及び支部規約、全国代表者会議、及び役員会の決定に従い、支部活動の円滑化を計る為に、その基盤となる活動を行う。
2. ブランチは活動報告、予定、及び支部運営に関する意見などを、毎月一回本支部役員会に提出しなければならない。
3. 本支部役員会は、各ブランチの意見を熟慮して支部運営にあたらなければならない。

(活動の権限)

第47条 前条の定め反するブランチ活動、及びブランチ内での決定は効力をもたないものとする。

(役員)

第48条 ブランチはブランチチーフの他、必要な役を置く。

(規約)

第49条 ブランチは本協会規約および、支部規約の範囲内において、ブランチ規約を定めることができる。

第十章 規約改正

(規約改正)

第50条 本支部の規約は、正副委員長がこれを発議し、総会にはかり、その承認を得なければならない。